

12月定例会

議員定数減少条例を改正

2人減らし28人に

平成十二年十二月定例会は、会期を十二月一日から二十一日までの予定で開会しましたが、勸奨退職者の再就職あっせんをめぐる一般質問に時間を要したことから会期を六日間延長し、十二月二十七日までの二十七日間にわたり審議を行いました。今定例会では九名の議員が一般質問を行ったほか、補正予算、条例一部改正など市長提出の議案十四件を可決し、議員提出の議員定数の減少に関する条例の一部改正議案、決議案二件、意見書提出議案三件を可決し、陳情二件を採択しました。また、十二月十五日に役員改選を行い、議長をはじめとする新役員を決定しました。十二月二十七日の本会議終了後には議会全員協議会を開催し、「第三次鎌倉市総合計画後期実施計画」について報告を受けました。なお、平成十一年度一般会計及び九特別会計の決算認定議案は閉会中継続審査となりました。

今定例会中の十二月十一日の本会議において「鎌倉市議会議員定数の減少に関する条例」の一部を改正するための議案が多数の賛成で可決されました。

【十二月定例会までの経過】

この議案は本市の議員の条例定数を現行の三十人から二人削減し、二十八人とし、次の一般選挙から適用しようとするものです。平成十二年二月定例会に議員四名から提出され、議会運営委員会に審査が付託されまし



定数減少条例の一部改正の採決風景

たが、議員の定数については既に、議会運営検討会（以下、検討会）で検討項目になっていることなどから、委員会は議案を継続審査としました。その後検討会が一定の結論を出し、議長に答申（本頁に記事を掲載）したことから閉会中の十一月十日に議案の審査を行いました。

【議会運営委員会は原案を否決】
委員会では、検討会の議論を踏まえ、定数一人削減の是非など議案の内容について審査を行った結果、次のような意見に分かれました。一つは厳しい財政状況下で行政は行財政改革に取り組んでおり、議会も一助として議員定数削減という形で協力すべきである。行政に対する議会のチェック機能の低下を来さない制度の確立が必要ではあるが、市民と痛みを分かち合うという考え方もあり当面の措置として

本議案に賛成であるとするものです。また、もう一つは議員一人当たりの有権者数は県内同規模の市と比較しても多く、現行の定数は妥当と考えられる。厳しい財政状況の中、定数削減の議論があることは承知しているが、議会自らの権能を十分に果たしていくことが重要であり、議員報酬の引き下げによる方法も考えられる。定数削減は民主主義を質的にも量的にも後退させると同時に行政に対するチェック機能の低下にもつながる。多岐にわたる市民要望、多様化する

本議案に賛成であるとするものです。また、もう一つは議員一人当たりの有権者数は県内同規模の市と比較しても多く、現行の定数は妥当と考えられる。厳しい財政状況の中、定数削減の議論があることは承知しているが、議会自らの権能を十分に果たしていくことが重要であり、議員報酬の引き下げによる方法も考えられる。定数削減は民主主義を質的にも量的にも後退させると同時に行政に対するチェック機能の低下にもつながる。多岐にわたる市民要望、多様化する

議運検討会 第六次答申

議会では議会運営検討会を設置して議会に関する諸問題について協議、検討を行ってまいります。平成十二年十一月一日「議員定数について」第六次答申を議長に行いました。議員定数は議会構成にかかわる重要課題であり、さまざまな角度から検討する必要があります。今後の認識から長期項目に位置づけられていました。検討会では平成十三年四月

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 議運検討会第六次答申…1面
- 議会役員の改選……………1面
- 一般質問・意見書・全協……………2・3面
- 議決した議案・決議……………4面

る価値観を吸い上げ、行政に反映させていくためにも削減には反対であるとするものです。このため、採決を行った結果原案を賛成少数で否決しました。

【本会議で原案を可決】

本会議では、議会運営委員長の審査結果報告が行われ、これに対する討論に続いて、採決を行った結果、原案を賛成多数で可決しました。議案に対する賛否の状況は次のとおりです。

【賛成】鎌倉同志会、市政クラブ、公明党、無所属

【反対】日本共産党、市政クラブ、ネットワーク・鎌倉、社会民主・市民会議

議員定数：地方自治法で人口規模に応じて定められ、本市は四十人を条例で三十人に減らしてあります。なお、法改正により平成十五年一月一日より各団体が条例で定めることになり、本市の上限は三十四人となります。

議会の役員を改選 議長・副議長を選出

十二月十五日の本会議において正・副議長の選挙が行われました。これまでの嶋村速夫議長、野島吉郎副議長が辞意を表明したことに伴うもので、正・副議長それぞれの辞職許可に続き、選挙が行われた結果、議長に酒井捷允議員（社会民主・市民会議）、副議長に児島晃議員（日本共産党鎌倉市議会議員団）を選出しました。

【議長選挙の結果】
酒井捷允議員 十三票
赤松正博議員 十三票

無効票 一票
※同数のため、地方自治法第百十八条（公職選挙法を準用する旨の規定）に基づき、くじにより、酒井捷允議員が当選しました。

酒井捷允



市議会議員当選六回

副議長 監査委員、文教常任委員長、議会運営委員長などを歴任
（社会民主・市民会議）
扇方谷 六十六歳

議長あいさつ

新しい世紀を迎え、私たちは次の百年へ第一歩を踏み出しました。いかなる未来も今日の積み重ねであり、長期的視野に立ち着実に進んでいくことが必要です。昨年四月より地方分権一括法が施行され本格的な地方分権の時代が始まりました。まさに自己決定、自己責任の原則に基づく地方公共団体の意思決定が求められています。市民の皆さんの意思を代表する機関として地方議会の責任と役割が一層重みを増していくことは当然のことです。

先の十二月定例会において、議長の職を担うことになりました。次世代、次々世代へと素晴らしい鎌倉を引き継いでいくためにも、議決機関としての使命遂行と住民自治充実のための更なる努力、また、公正円滑な議会運営を心がけて参りますので市民の皆さんのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

副議長あいさつ

児島 晃



市議会議員当選七回

監査委員、総務、文教各常任委員長などを歴任
（日本共産党鎌倉市議会議員団）
材木座 七十歳

地球規模で進む環境汚染や情報社会の進展などに対処するには、常に世界的な観点で考え、地域から行動していくことが大切です。地方自治体の財政事情は依然として厳しいものがありますが、介護保険の基盤整備やごみ問題などの諸課題の解決は是非図らなければならないと思っております。それらの解決に向けては、市と市民が協働して取り組むことが決定的に重要であり、いまでもなく地方議会は住民自治の根幹をなすものであり、市議会がこれらの諸課題について主体的に責任ある意思決定を行うことが厳しく求められています。

この度、副議長の職を担うことになりました。市民のみなさんが希望の持てる、明るい鎌倉を作るために、私は議長に協力しながら議会がその責務をしっかりと果たすことができるよう努めて参る所存ですのでどうぞよろしくお願いいたします。

条例の一部改正を可決

機構改革の実施など

今定例会に市長から条例の一部を改正するための議案九件が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市青少年問題協議会条例の一部改正など三件の議案を総員の賛成で、その他の議案については多数の賛成で原案を可決しました。

主な議案の内容と審議内容は、次のとおりです。

◎鎌倉市事務分掌条例の一部改正
行政運営の簡素合理化や都市マスタープランに基づくまちづくりを効果的に推進する観点から、現行の一室九部を再編成して、八部一事務所にするものです。

議会では、なぜこの時期に機構改革を行わなければならないのか、助役の選任をまず先に行うべきではないか、財政についての事項が移管される企画部に権限が集中するのではないかなど、さまざまな観点から慎重に審査した結果、多数で原案を可決しました。

◎鎌倉市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
団体で使用する者への登録制度の導入と鎌倉・大船体育館及び鎌倉武道館の使用時間区分を現行の午前・午後・夜間の三単位から二時間ごとの六単位とするなど、団体及び個人が使用する競技場等の使用料や個人

このほか、鎌倉市職員の給与に関する条例・鎌倉市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例・鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例・鎌倉市下水道条例の一部改正の議案を賛成多数で、可決しました。

◎鎌倉市特別職報酬等審議会条例の一部改正
地方自治法の改正に伴い、議会の議員の調査研究に資するため

可決した決議

議会は12月27日の本会議において次の決議を行いました。

市議会議員の政治倫理確立に関する決議

昨今、議員活動を取り巻く環境は、政治と金などの問題であつせん利得処罰法の成立・施行や関係法令の改正等から、その政治倫理について一層厳しく問われている。

我々は、このような状況を厳粛に受けとめ、一層の政治倫理確立に努めなければならない。そして、市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与し、市民全体の奉仕者としてみずからの役割を深く自覚し、その使命達成に努めることを改めて認識し、以下の諸点について決議するものである。

- 1 市議会議員（以下、議員）は、市民の厳粛な信託を受けた地位にあることを認識し、市民全体への奉仕者であること。
- 2 議員は、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行うこと。
- 3 議員は、議会制民主主義のもとで諸活動を行い、もって住民の福祉向上に寄与するものであること。
- 4 議員の諸活動は公正かつ公明であり、公共性を優先するものであること。
- 5 議員は、憲法、法律、条例その他関係法令を遵守するとともに、いやしくも市民の批判を受けるような行為は厳に慎むものとする。

補正予算を可決

ノンステップバス導入へ

今定例会に市長から一般会計補正予算及び下水道事業特別会計補正予算が提出されました。

◎一般会計補正予算
補正予算は、歳入歳出いずれも二億六千六百万円を追加するもので、補正後の総額は五百二十三億四千四百三十万円となります。

◎下水道事業特別会計補正予算
補正予算は、歳入歳出いずれも一千九百万円を減額するもので、補正後の総額は九十八億四千二百万円となります。

◎歳入の内容は、財産収入、寄附金及び前年度繰越金の追加です。

の給与改定などに伴う所要の措置を行うほか、次のとおりです。
総務費：バス利用促進等総合対策事業に係る補助金、旧華頂宮邸及び旧川喜多邸の修繕に要する経費並びに川喜多記念館建設等基金への積立金の追加。
衛生費：今泉クリーンセンター中継施設化等調査業務委託に要する経費及び生ごみ処理容器購入費助成に要する経費の追加。
農林水産業費：松くい虫立木駆除委託に要する経費の追加。

◎歳入の内容は、一般会計からの繰入金金の減額です。

めに必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して政務調査費を交付できるようにとされたため、本市においてその額を定めるに当り、あらかじめ第三者機関の意見を聞くため特別職報酬等審議会において政務調査費の額を審議できるようにするものであり、総員の賛成で原案を可決しました。

陳情2件を採択

◎鎌倉市子ども家の有料化の保留を求めることについての陳情
議会では、本陳情は子ども家の利用の有料化自体に反対しているわけではなく、平成十三年度からの有料化を保留し、総合的な検討を市に求めているものであり、多数の賛成で採択しました。

◎飯島前衆議院議員の商品券問題に関する陳情
飯島前衆議院議員の商品券問題に関する陳情は、鎌倉市議会の調査を求めるとのことについての陳情
両陳情については、平成十二年九月二十一日の本会議で付託された議会運営委員会において審査を行ってまいりました。（関連記事、別掲）陳情で求めている事件の真相究明については、議会として自ら明らかにすべきとの認識のもとにこれまで十分な取り組みを行ってまいりましたが、捜査権のない議会としてはこれ以上の真相究明には限界があると判断し、議会の会議に付することとを要しないものとなりました。

常任委員会等の新たな委員構成

委員会名	委員 (◎委員長 ○副委員長)
総務常任委員会	◎山下 玲子 酒井 捷允 清水 辰男 ○伊藤 玲子 野島 吉郎 嶋村 速夫 前野 正司
文教常任委員会	◎仙田 みどり 高橋 浩司 松中 健治 ○澁谷 廣美 児島 晃 大村 貞雄
観光厚生常任委員会	◎岡田 和則 吉岡 健二 福岡 健二 ○前田 陽子 野村 修平 白倉 重治 小田嶋敏浩
建設常任委員会	◎赤松 正博 藤田 紀子 和田 猛美 ○古屋 嘉達 本田 達也 助川 邦男 伊東 正博
議会運営委員会	◎和田 猛美 藤田 紀子 澁谷 廣美 本田 達也 ○小田嶋敏浩 仙田 みどり 古屋 嘉達 赤松 正博 ※平成12年12月21日に、澁谷廣美委員長の辞任が同意され、和田猛美委員長が選任されました。
議会報編集委員会	◎藤田 紀子 吉岡 和江 澁谷 廣美 ○岡田 和則 高橋 浩司 前田 陽子

問責決議を多数で可決

十二月二十七日に開かれた本会議において「酒井捷允議長に対して猛省を促す問責決議案」が三名の議員から提出されました。

これは①同月十二日に開催された議会運営委員会(以下、議運)で、当時議運の委員であった酒井議長が飯島忠義前衆議院議員事後買収疑惑に関する陳情の審査に際して提出された陳情の審査に際して「政治的・道義的責任をどう判断しているか直接聞きたい」として商品券を渡された本市議会議員の出席を求めたが、この件は既に議運において出席を求めないことを決定しており、このような要求をしたことは、議会運営上の大原則である一事不再議の認識不足を露呈したばかりか議員として不見識であること

◎委員会意思の確定と能率的運営を旨とする一事不再議の原則は委員会といえども適用され、例外となる事情変更については新たな事実の発生など客観的に認められるものでなければならぬことを同月二十一日開催の議運において全会一致で確認されたこと③議運の求めに応じて同月二十六日に議長が出席した際も、自らなした行為が客観的に認められる事情変更に基づくものであるという説明がされなかったことなど、議長に対して自らの不見識が招いた行為が前正・副議長及び前議運正・副委員長の辞任につながり、議会を混乱に陥れたことに関して猛省を促し、責任を問うものとして提出されたものです。

議長は、賛成多数で本決議案を可決しました。



編集後記

正月一日、極楽寺にある熊野神社の元旦祭。竹筒に入れてたき火にくべたお神酒をいただきながら、つきたてのお餅をたらかした。正月気分が、ふくいただき、正月気分が、幸福な二十一世紀の幕開けを迎えました。子ども達が小さな杵を持ち、「ヨイショ・ヨイショ」の掛け声でお餅をつく姿を見て、市政もかく在りたいと感慨深くも思った元旦でした。

本年は、四月に市議選、七月に参議院選、十月には市長選の選挙イヤーとなりますが、餅米が多くの人々の手によってお餅につき上がるがごとく侃々諤々議論をしながらも着実に前に進んで行けるような市政環境が実現することを祈念するとともに、市民の皆さまの幸多き一年であるようにお祈り申し上げ、年頭の編集後記をいたします。

議会報編集委員会